

帯広市学校開放事業
使用登録団体 代表者 様

帯広市教育委員会
教育長 広瀬 容孝
(生涯学習部スポーツ室スポーツ課担当)

令和5年度学校開放事業に係る使用登録および使用申請について（ご案内）

日頃より帯広市のスポーツ振興にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、十勝管内において新型コロナウイルス感染症の感染者が継続して発生していることから、感染拡大防止のため、少年団は制限付きの開放にて活動し、一般団体への開放は一時的に中止している状況です。

さて、令和5年度学校開放事業について、下記のとおり登録受付および使用割付けの調整等を行います。使用を希望される団体は、同封の資料にて注意事項をご確認のうえ、必ず申請期間内に手続きをされますようお願い申し上げます。

なお、原則インターネットからの電子申請とさせていただきます。電子申請が困難な場合のみ、申請書のご郵送またはスポーツ課窓口にご持参ください。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

また、一般団体への開放につきましては、再開時期が決まりましたらお知らせいたします。ご不便をおかけしますが今しばらくお待ちください。

記

1 使用登録申請・使用登録調査について 【少年団等・一般団体の全団体（広野小・清川小含む）】

《電子申請の場合》

- ・別紙「学校開放の登録から使用まで」の内容を確認し、申請してください。
- ・申請後に自動返信メールが届きます。続いて行う「学校開放使用登録調査」に必要な情報が記載されています。ご確認のうえ、必ずご回答ください。

● **電子申請 2月1日(水) 9:00～2月28日(火) 23:59までの送信分**

《電子申請が困難で、ご郵送またはご持参される場合》

- ・「学校開放事業使用登録申請書」をご提出ください。
- ・続いて行う「学校開放使用登録調査」については、別途ご案内いたします。

● **ご郵送 2月1日(水)～2月28日(火) 消印有効**

● **ご持参 2月1日(水)8:45～2月28日(火) 17:30まで**

2 使用調整期間について（上半期5月1日～10月31日使用分）※詳細別紙

- ・少年団等 → 令和5年2月1日（水）～2月28日（火）23:59まで
- ・一般団体 → 令和5年3月13日（月）～3月23日（木）23:59まで

【注意事項】

- ・少年団等の使用学校については、団体内に在校生のいる学校のみ使用可能となります。
- ・少年団等の割付けについては、事前に各少年団間でご調整いただけますと円滑に決定できますのでご協力いただけますと幸いです。
- ・大空学園義務教育学校の使用については、現在使用している団体以外の新規使用受付をしていません。予めご了承ください。
- ・大空学園義務教育学校の少年団、清川小、広野小については別途使用調整いたします。使用登録と調査のみお願いいたします。
- ・使用登録や使用調整期間終了後は、上記の使用調整に参加する事はできません。割付け終了後に他団体の使用予定のない学校・曜日・時間から後日使用調整となります。二次募集についても電子申請で行います。詳細は4月上旬に市ホームページへ掲載します。

【お問合せ・郵送先】

帯広市教育委員会生涯学習部スポーツ室スポーツ課
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1 市役所8階
電話：0155-65-4210（直通）
メール：open_school@city.obihoro.hokkaido.jp
担当：田中(美)・山口